

議案第 4 2 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 6 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

地方税法施行規則が一部改正され、特定小型原動機付自転車に対する軽自動車税の種別割の標準税率に係る所要の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため提案するものであります。